

最大

50万円

を補助します！ ※対象改修工事費用の1/2以内

設備点検、家財撤去も対象です

江津市Uターンのための

賃貸／売却

空き家改修費補助金 制度

江津市空き家バンク登録物件をUターン者の住居として活用する場合に、改修費用の一部を補助する制度です。
※申請者はUターン者が入居する物件の所有者です。
※予算がなくなり次第、受付を終了します。

Step

1

改修工事の内容を決定する

空き家バンク登録物件にUターン者の入居が決まったら、改修工事内容を決定し、見積書を作成します。

※原則市内業者が施工工事する場合のみ対象となります。

Step

2

補助金の申請手続き

1. 申請

必要書類をご提出ください。
様式等は当方で準備いたします。

2. 許可

通常、約2週間で申請許可が決定します。

3. 着工

申請許可後の工事着工となります。

4. 完了

工事完了後、現地確認を行います。



Step

3

工事完了から約1か月後に入金

工事完了後、費用の総額をいったん全額お支払いいただきます。

※工事完了確認と補助金支払いの手続きに1か月程度かかりますので、ご了承ください。



(担当窓口)

江津市地域振興課定住推進係

TEL0855-52-7926 (直通)

- 補助金額は事業費の2分の1(上限50万円)、市予算の範囲内で交付します。
- 対象となる家屋は、江津市空き家バンクに事前登録されていることが条件です。
- 賃貸／売買契約後、かつ改修工事着工前に必ず申請してください。

交付条件

【対象者要件】

- Uターン者が入居する空き家の所有者が対象です。
(入居するUターン者が転入前の場合は、改修工事終了後おおむね1か月以内に転入手続きを行っていただきます)
- 申請者は改修を行う空き家の所有者に限ります。
【賃貸】Uターン者の入居が決まった空き家の所有者
【売買】空き家を購入したUターン者
(申請は賃貸借・売買契約締結後とします)

【事業要件】

- 快適な住環境確保の整備を目的として行う改修及び家財道具の処分等が補助対象です。
(例)水回りの改修、畳替え、既存設備の点検・修理、壁クロス貼替、バリアフリー改修、駐車場の整地等
- 申請を行った年の年度末までに完了する工事が対象です。
- 改修工事は江津市内の業者へ依頼してください。

空き家改修補助金申請後、5年以上居住されることが条件となります。

- ◆5年未満で転居・転出した場合
- ◆5年未満でUターン者以外へ売却、もしくは取り壊しをした場合
⇒補助金返還が生じる場合があります。

添付書類

申請時に以下の資料をご提出ください。

- (1)入居者の江津市転入前の住民票(写し可／マイナンバー不要)
- (2)申請者の市税完納証明書
- (3)口座振替申出書
→用紙をお渡します。ゆうちょ銀行用／ゆうちょ銀行以外用いずれかをご提出ください。

上記3点以外の添付書類につきましては、市より担当者へ提出を依頼します。

手続きの流れ

1. 市担当者へ申請希望を連絡

- 転居時期、工事着工時期等もあわせてご連絡ください。

2. 改修工事内容の決定

- 改修工事の内容を決定していただき、市内業者へ依頼してください。業者に関して、物件担当業者がご相談に応じます。

3. 申請書類の提出

- 申請に必要な書類(左下記)をご提出ください。
- その他、署名・押印が必要な書類があります。
- 工事を依頼された業者からの提出書類については、市担当者より各業者へ説明・依頼をします。

4. 申請・許可

- 申請から許可までに、1週間程度を要します。

5. 工事着工

- 工期は許可後～その年の年度末までとなります。

(注)許可前と翌年度に実施された工事は対象外となります。
(注)着工後、工事内容に変更が生じた場合は、速やかに市担当者へご連絡ください。

6. 工事完了

- 工事完了後、いったん全額をお支払いいただき、領収書(写)をご提出ください。
- 完了届提出後の追加工事については、補助金対象外となりますので、ご注意ください。

7. 完了確認

- 現地にて工事完了の確認を行います。

8. 入金

- 工事完了から約1か月後に指定口座に入金されます。